

平成26年度第1回 横浜植物防疫所入札等監視委員会（審議概要）

| | | | | |
|---------|-----------|--|--------------------------------------|---|
| 開催日及び場所 | | 平成26年6月4日（水）横浜植物防疫所会議室 | | |
| 委 員 | | 吉武 雅子（大学講師） 畠中 隆爾（弁護士） 中川 隆（公認会計士） | | |
| 審議対象期間 | | 平成26年1月1日～平成26年3月31日 | | |
| 審議対象案件 | | 31件 うち、1者応札案件5件 契約の相手方が公益法人等の案件0件 | | |
| 抽出案件 | | 13件 うち、1者応札案件4件 (抽出率41.9%) (抽出率80.0%) 契約の相手方が公益法人等の案件0件 (抽出率一%) | | |
| 抽出案件 | 工事 | 一般競争 | — | |
| | 競争 | 指名 | 公募型指名競争 | — |
| | | 競争 | 工事希望型競争 | — |
| | | その他の指名競争 | — | |
| | 随意契約 | | — | |
| | 業務 | 一般競争 | — | |
| | | 指名 | 公募型競争 | — |
| | | 競争 | 簡易公募型競争 | — |
| | | その他の指名競争 | — | |
| | | 随意 | 公募型プロポーザル | — |
| | | 契約 | 簡易公募型プロポーザル | — |
| | | 標準型プロポーザル | — | |
| | | その他の随意契約 | — | |
| | 内訳 | 一般競争 | 13件 うち、1者応札案件4件 契約の相手方が公益法人等の案件0件 | |
| | | 物品 | — | |
| | | ・役務等 | 指名競争 | — |
| | | 随意契約（企画競争・公募） | — | |
| | 随意契約（その他） | | 0件 うち、契約の相手方が公益法人等の案件0件 | |
| | (特記事項) | | 特になし | |

| 委員からの意見 ・質問、それに 対する回答等 | 意見・質問 | 回答等 |
|------------------------------|--|---|
| | <p>1. 横浜植物防疫所つくばほ場客土工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加資格が建築工事、造園工事となっているが、造園工事は客土工事とイメージが違うような気がする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・広く業者を募るため、工事内容からいざれか資格を持っている事を参加資格としました。 |
| | <p>2. 電子顕微鏡制御装置更新請負契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考見積もりの徴収先が落札者であること、落札率も100%であるが、公告当初は他者の入札参加は見込まれていたのか。実質的に随意契約でないのか。 ・汎用品的なものであれば同種のメーカーでも対応できたのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・会計法に則り一般競争入札としましたが、結果1者となりました。 ・専用ソフトをインストールし、調整を実施する作業であるため、他業者では困難であったものと思います。 |
| | <p>3. 安全キャビネット外売買契約</p> <p>4. 高圧滅菌器外交換契約</p> <p>5. 実験機器制御装置等更新請負契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回はこれらの案件に限らず、落札率が限りなく100%に近い結果となっているが、理由は何か。予定価格がかなり正確であったということ。 ・今回はA社又はB社で落札率が95%以上のものが多い。予定価格算定にあたっての参考見積もりについてはA、B社以外からも徴収すべきではないのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・多くの案件の予定価格は、過去の同種の割引率から作成していることから、今回は100%に近い案件が多い状況となっています。 ・ご指摘を踏まえ、予定価格算定にあたり参考見積もりをとる場合は、できるだけ多くの業者から徴収するよう努めます。 |
| | <p>6. 次世代シーケンサ装置売買契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初めての購入であるが、見積もりの過去実績というのは何か。 | <ul style="list-style-type: none"> ・同種類で値引率も同水準と考える遺伝子増幅装置です。 |
| | <p>7. ファイトプラズマ検出キット外売買契約</p> <p>特になし</p> | |
| | <p>8. 無水エタノール外売買契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の積算根拠について、値引率が大きいものと全く値引きがないものがあるが、どうしてなのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子関係に用いられる試薬については業者が限られていることから低い値引き率となっています。 |

| | 意見・質問 | 回答等 |
|--|--|---|
| | <p>9. 遺伝情報ソフトウェア (GENETYX. V 1.2) 外売買契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェアは割引がないためからか、1回で各者近い数字を出してくるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェアについては割引率はあまりないようです。今回は昨年度実績の値引率を採用しています。 |
| | <p>10. 位相差微分干涉顕微鏡外売買契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4者が入札説明書を取りに来たが、応札者は1者とのこと。他者は扱えないということだったのか。 ・応札しなかった理由は、業者に電話か何かで聞くのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・入札後、参加しなかった業者担当者に電話で聞いたところ、C社の応札情報があると、他者は入札参加を敬遠する傾向にあるようです。 ・入札終了後、入札説明書を取りに来たところの担当者に電話で聞き取り調査を行っています。 |
| | <p>11. ウオーターパスほか売買契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率95.2%とは、予定価格がかなり正確に出せるということか。 ・特殊なものは落札率が固定化されつつあるという感じがする。見積価格もそう変動がないということか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格はその時点での製造メーカーや問屋から市場価格を調査したものをもとに作成しています。 |
| | <p>12. マツナミカバーグラス外購入代</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公告期間が年末年始であったため、1者応札とのことだが、以前にも同様な案件があった。公告期間の設定については入札参加者を増やすためにも気をつけること。 ・業者の感覚では発注見通しが出るのはありがたいと思う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後こういうことの無いように注意いたします。 ・今年度から植物防疫所のホームページに発注見通しを載せることになっており、予め広く周知をいたします。 |
| | <p>13. デジタルマイクロスコープ外購入代</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算根拠が、定価がないため聞き取り価格となっているが、どこからの聞き取りか | <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の参考機種2種のうち安価なC社製の機種の価格が予定価格となっていますが、C社は定価を持たないため価格は聞き取りを行ないました。又、同社の実績から聞き取り額から値引きをしない |

| | 意見・質問 | 回答等 |
|---------------------------------------|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・入札した2者とも予定価格に比べ大幅に安いが、予定価格の算出に問題があったのではないか。 ・今後同様の調達案件があれば、今回の結果が参考となるのか。 | <p>ため、聞き取り価格を予定価格としました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常は値引きをしないC社が今回は値引きをし、落札業者はそれ以上に値引きをしたため、こういう結果となりました。 ・参考となります。 |
| 委員会による意見具申又は勧告の内容 「これに対し部局長が講じた措置」 | | 特になし |

平成25年度第4四半期(平成26年1月～3月)
入札・契約状況及び抽出件数について

植物防疫所

| 契約種類 | 競争入札 | | 随意契約 | | 合計 | |
|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|
| | 件数 | 内抽出件数 | 件数 | 内抽出件数 | 件数 | 内抽出件数 |
| 公共工事等 | 1 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 1 (0) |
| 物品・役務等 | 30 (5) | 12 (4) | 0 (0) | 0 (0) | 30 (5) | 12 (4) |
| 合 計 | 31 (5) | 13 (4) | 0 (0) | 0 (0) | 31 (5) | 13 (4) |

(注) 件数及び内抽出件数の欄の()内の数は1者応札及び公益社団法人又は公益財団法人相手の契約である。

* 競争入札については、以下の方法により各契約より抽出を行いました。

* 随意契約については、落札率が95%以上の契約のうち、物品・役務等は契約金額の上位10件を抽出対象とします。

* 1者応札及び公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人にに関する法律及び公益社団法人公益財団法人の認定等に関する法律に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）を相手方とする契約については、競争性が確保されているかどうか審議する必要があるため、落札率が95%以上の場合に抽出対象とします。

平成26年度第2回 横浜植物防疫所入札等監視委員会（審議概要）

| | | | |
|---------|---------------|-------------------------|---|
| 開催日及び場所 | | | 平成26年9月17日（水）横浜植物防疫所会議室 |
| 委 員 | | | 吉武 雅子（大学講師） 畠中 隆爾（弁護士） 中川 隆（公認会計士） |
| 審議対象期間 | | | 平成26年4月1日～平成26年6月30日 |
| 審議対象案件 | | | 159件 うち、1者応札案件13件 契約の相手方が公益法人等の案件2件 |
| 抽出案件 | | | 15件 うち、1者応札案件6件 (抽出率9.4%) (抽出率46.2%) 契約の相手方が公益法人等の案件0件 (抽出率0%) |
| 抽出案件 | 工事 | 一般競争 | — |
| | | 指名 | 公募型指名競争 |
| | | 競争 | 工事希望型競争 |
| | | | その他の指名競争 |
| | | 随意契約 | — |
| | 業務 | 一般競争 | — |
| | | 指名 | 公募型競争 |
| | | 競争 | 簡易公募型競争 |
| | | | その他の指名競争 |
| | | 随意 | 公募型プロポーザル |
| 内訳 | 物品・役務等 | 契約 | 簡易公募型プロポーザル |
| | | | 標準型プロポーザル |
| | | | その他の随意契約 |
| | | 一般競争 | 8件 うち、1者応札案件6件 契約の相手方が公益法人等の案件0件 |
| | 指名競争 | — | |
| | 随意契約（企画競争・公募） | — | |
| | 随意契約（その他） | 7件 うち、契約の相手方が公益法人等の案件0件 | |
| (特記事項) | | | |
| 特になし | | | |

| 委員からの意見 ・質問、それに 対する回答等 | 意見・質問 | 回答等 |
|------------------------------|---|--|
| | <p>1. 電子複写機保守契約 ・複写機の賃貸借は5年契約とのことだが、保守は複数年契約できないのか。</p> | <p>・保守の複数年契約をするためには契約初年度に複数年分の予算措置をする必要がありますが、保守料は使用状況によって請求額が変わることから、複数年契約は行っておりません。</p> |
| | <p>2. 神戸植物防疫所伊川谷圃場で使用する電気の需給契約 ・単年度ではメリットが少ないと思われるが、複数年度契約はできないのか。</p> | <p>・特定規模電気事業者も電力供給を行うことができるところから、単年度でも競争が働くものと考えます。</p> |
| | <p>3. 名古屋植物防疫所 港陽検査場電気供給契約 ・電気供給契約では契約後の切り替えに要する準備期間が短いため辞退する業者があると聞いている、2ヶ月は必要なのではないか。</p> | <p>・多くの業者が入札に参加できるよう、供給元の切り替えのための準備期間の確保をいたします。</p> |
| | <p>4. プラムポックスウイルス検出キット単価契約 ・今年度と比較して前年度の落札率が低い理由は何か。</p> | <p>・昨年度は3者による入札の結果、最低価格入札者と契約を行いました。契約の際に入札金額が他者よりも低額だったことからその理由を聞き取ったところ、落札業者が入札金額を誤った規格で算定したためとのことでしたので、改めて契約履行の意思を確認して契約を行いました。</p> |
| | <p>5. 植物防疫所行政情報システム運用・保守業務一式請負契約 8. 植物防疫所行政情報システムハードウェア保守及びパソコン貸出し業務一式請負契約 11. 植物防疫所行政情報システムデータセンター一式請負契約</p> | |

| | 意見・質問 | 回答等 |
|--|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・データセンターの運用を行っていない業者がシステムのハードウェア運用保守及びパソコン貸出し業務を行うことは可能なのか。 ・また、これらを分けて発注することは可能なのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・システムのハード運用保守及びパソコンの貸出業務は、データセンター及びシステム運用保守実施者と迅速・確実な連携の下に業務ができる業者であれば可能です。 ・分けて発注することは可能です。これらの業務を分けることにより多くの業者が応札いただけると考えています。 |
| | <p>6. 電気泳動装置売買契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もう少し競争性があっても良いのではないかと思うが、製品として多く流通しているものではないのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務に必要な仕様を満たす製品について模索検討いたしましたが、今回の仕様を満たす機種は上位機種であり、市場に流通している数は少ないものと思います。 |
| | <p>7. 核酸定量キット外51点売買契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者により取扱物品に特性があると仮定した場合、発注を分割すればより競争性があるのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・従前からより競争性が發揮される発注方法を検討・実施してまいりましたが、今回は試薬のみを区分して発注をしております。 |
| | <p>9. 横浜植物防疫所調査研究部自家用電氣使用料</p> <p>10. 横浜植物防疫所つくばほ場電氣供給契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京電力以外でも多くの業者があると思うが、入札には参加しないのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・公告を行うとともに多くの業者に問い合わせをいたしましたが、横浜、つくば地域において電力供給を受けるには、電力規模が小さいとの理由により応札者がなかったところです。 |
| | <p>12. 広島空港分室職員用宿舎賃貸</p> <p>13. 尾道出張所職員用宿舎賃貸借</p> <p>14. 岩国出張所職員用宿舎賃貸借</p> <p>15. 広島支所職員用宿舎賃貸借</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員宿舎の場合と借上宿舎の場合、家賃負担はどこが行うのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員宿舎の場合は職員負担。借上宿舎の場合は職員宿舎と同様の職員負担額を |

| | 意見・質問 | 回答等 |
|---------------------------------------|---|---|
| | <p>・仕様書に駅から概ね 2 km以内とあるが、なぜこの要件となるのか。</p> | <p>算出して、相当額を職員が負担します。 ・入居者が緊急時参集要員であることから、緊急時に速やかに職場へ参集できるよう、この要件としています。</p> |
| 委員会による意見具申又は勧告の内容 「これに対し部局長が講じた措置」 | | 特になし |

平成26年度第1四半期(平成26年4月～6月) 入札・契約状況及び抽出件数について

所 疫 防 物 植

| 契約種類 | 競争入札 | | 随意契約 | | 合計 | |
|--------|----------|-------|--------|-------|----------|--------|
| | 件数 | 内抽出件数 | 件数 | 内抽出件数 | 件数 | 内抽出件数 |
| 公共工事等 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 物品・役務等 | 104 (13) | 8 (6) | 55 (3) | 7 (2) | 159 (16) | 15 (8) |
| 合計 | 104 (13) | 8 (6) | 55 (3) | 7 (2) | 159 (16) | 15 (8) |

(注) 件数及び内抽出件数の欄の()内の数は1者応札及び公益財團法人又は公益財團法人相手の契約である。

* 競争入札については、審議対象契約については、以下の方法により各契約より抽出を行いました。

* 隨意契約については、落札率が95%以上の契約のうち、競争性のない随意契約を除く、全てを抽出対象とします。
* 抽出担当委員のご意見により、物品・役務等の競争入札において、契約率上位10件のうち3件を除外

* 1者応札の契約及び公益社団法人又は一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人に関する法律第18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）を相手方とする契約については、競争性が確保されているかどうか審議する必要があるため、落札率が95%以上の場合を除いては、競争性が確保されているかどうかを抽出対象とします。

平成26年度第3回 横浜植物防疫所入札等監視委員会（審議概要）

| | | |
|---------|---------------|---|
| 開催日及び場所 | | 平成26年12月3日(水) 横浜植物防疫所会議室 |
| 委員 | | 吉武 雅子(大学講師) 畠中 隆爾(弁護士) 中川 隆(公認会計士) |
| 審議対象期間 | | 平成26年7月1日～平成26年9月30日 |
| 審議対象案件 | | 25件 うち、1者応札案件7件 契約の相手方が公益法人等の案件0件 |
| 抽出案件 | | 8件 うち、1者応札案件1件 (抽出率32.0%) (抽出率14.3%) 契約の相手方が公益法人等の案件0件 (抽出率0%) |
| 抽出案件 | 工事 | 一般競争 |
| | 競争 | 指名 |
| | | 公募型指名競争 |
| | | 工事希望型競争 |
| | その他の指名競争 | ー |
| | | ー |
| | | ー |
| | 業務 | 随意契約 |
| | | 一般競争 |
| | | 指名 |
| | | 公募型競争 |
| | | 簡易公募型競争 |
| | 随意契約 | その他の指名競争 |
| | | ー |
| | | 公募型プロポーザル |
| | | 簡易公募型プロポーザル |
| | | 標準型プロポーザル |
| 内訳 | 物品・役務等 | その他随意契約 |
| | | ー |
| | 指名競争 | 一般競争 |
| | | 6件 うち、1者応札案件6件 契約の相手方が公益法人等の案件0件 |
| | | ー |
| | 随意契約(企画競争・公募) | ー |
| | | ー |
| | 随意契約(その他) | 2件 うち、契約の相手方が公益法人等の案件0件 |
| (特記事項) | | |
| 特になし | | |

| | 意見・質問 | 回答等 |
|------------------------------|--|---|
| 委員からの意見 ・質問、それに 対する回答等 | <p>1. 電子複写機保守契約サーマルサイク ラーほか点検業務契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの業者が 100%に近い入札率であり、かつ同額となっているが、なぜこのようになるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本件の対象は、実質的に作業できるのが製造メーカーや資格を持った問屋であることから、各メーカー系列が価格を決めている。このため各業者から参考見積もりを徴取するとメーカー系列の標準の価格とほぼ同額となってしまうことから、予定価格もほぼ同額となり、また各業者の最終的な見積もりもほぼ同一となってしまっています。 |
| | <p>2. 充填剤ほか売買契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年分の購入ということだが、平成25年度はどうしていたのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度では品目によって月単位、四半期単位で取りまとめて発注していましたが、今年度は予算の早期執行、調達事務の効率化を図るため、資材の有効期限等で業務に支障のないものについては年間使用予定数量を取りまとめて発注しました。 |
| | <p>3. 電子植物検疫検疫証明（ePhyto）情 報を輸出入・港湾関連情報処理システム (NACCS) 植物検疫関連業務 (APS) で利 用するための仕様変更に関する調査業務 一式請負契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1者応札となった要因として得意分野でないことを理由に入札に参加しなかった業者があるとのことだが、この業務は特殊なものなのか。NACCSを利用している他官署はどこに発注しているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・過去に当該システムの開発等に関わっていなければ難しいのではないかと思われます。また、今回は電子植物検疫証明という植物検疫に関する業務の調査業務ですが、同様の業務が他官署にあるか確認はしておりません。 |
| | <p>4. 高圧滅菌器外27点売買契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・値引率は過去の実績を基に算出したものではないのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には過去の実績。実績のないものは性能の近い同品を参考としています。 |

| | 意見・質問 | 回答等 |
|--|--|---|
| | | |
| | <p>5. X線解析装置制御用電子計算機ほか 売買契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顕微鏡の多くがA者の製品となっている がなぜか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・顕微鏡の種類によっては既存の周辺機器の使用ができるため、A者製が納品されております。 |
| | <p>6. 植物防疫所「病害虫情報」(第1号 ～第81号) P D F 変換等業務請負契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印刷物の電子化であれば自身でもでき るのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・写真画像等を鮮明に取り込める高性能 のスキャナーがないこと、単にP D F 化 だけでなくH Pで公表するにあたり最適化 する必要があること等から外部発注と しました。 |
| | <p>7. メドフライコール外4点単価契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メドフライコール等記載されている資 材以外に、対抗できる資材はなかったの か。仮に新たな資材があれば、それが競 争の対象となるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・新たな資材の把握のため通年公募を行 っていますが、まだ新たな資材は把握で きていません。もし新たな資材があれば 入札を行うこととなります。 |
| | <p>9. 平成26年度横浜植物防疫所成田支所 健康診断単価契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施検査項目は、昨年と同じなのか。 検査項目によって人数が異なるのはなぜ なのか。 ・予定価格には医師等の派遣にかかる経 費を含んでいるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・検査項目は昨年と同様。検査職員は一 般健康診断とは別に特別健康診断を年2 回実施しているため、検査項目によつて は予定人数が異なります。 ・含んでいます。 |

| | |
|---------------------------------------|------|
| 委員会による意見具申又は勧告の内容 「これに対し部局長が講じた措置」 | 特になし |
|---------------------------------------|------|

平成26年度第2四半期(平成26年7月～9月)
入札・契約状況及び抽出件数について

植 物 防 疫 所

| 契約方式 契約種類 | 競争入札 | | 随意契約 | | 合計 | |
|--------------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|
| | 件数 | 内抽出件数 | 件数 | 内抽出件数 | 件数 | 内抽出件数 |
| 公共工事等 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 物品・役務等 | 22 (7) | 6 (1) | 3 (0) | 2 (0) | 25 (7) | 8 (1) |
| 合 計 | 22 (7) | 6 (1) | 3 (0) | 2 (0) | 25 (7) | 8 (1) |

(注) 件数及び内抽出件数の欄の()内の数は1者応札及び公益社団法人又は公益財団法人相手の契約である。

審議対象契約については、以下の方法により各契約より抽出を行いました。

* 競争入札については、落札率が95%以上の契約を抽出対象とします。

* 随意契約については、競争性のない随意契約を除く全てを抽出対象とします。

* 一般社団法人及び一般財団法人（一般社団法人の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）を相手方とする契約については、競争性が確保されているかどうか審議する必要があるため、落札率が95%以上の契約で審議する必要があります。

平成26年度第4回 横浜植物防疫所入札等監視委員会（審議概要）

| | | | |
|---------|-------------|---|-------------------------------------|
| 開催日及び場所 | | 平成27年2月26日(木) 横浜植物防疫所会議室 | |
| 委員 | | 中川 隆(公認会計士) 吉武 雅子(大学講師) 田鍋 智之(弁護士) | |
| 審議対象期間 | | 平成26年10月1日～平成26年12月31日 | |
| 審議対象案件 | | 22件 うち、1者応札案件5件 契約の相手方が公益法人等の案件0件 | |
| 抽出案件 | | 9件 うち、1者応札案件2件 (抽出率40.9%) (抽出率40.0%) 契約の相手方が公益法人等の案件0件 (抽出率0%) | |
| 抽出案件 | 工事 | 一般競争 | — |
| | | 指名競争 | — |
| | | 工事希望型競争 | — |
| | | その他の指名競争 | — |
| | | 随意契約 | — |
| | 業務 | 一般競争 | — |
| | | 指名競争 | — |
| | | 簡易公募型競争 | — |
| | | その他の指名競争 | — |
| | | 随意契約 | — |
| 内訳 | 物品・役務等 | 一般競争 | 7件 うち、1者応札案件2件 契約の相手方が公益法人等の案件0件 |
| | | 指名競争 | — |
| | | 随意契約(企画競争・公募) | — |
| | | 随意契約(その他) | 2件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益法人等の案件0件 |
| | (特記事項) 特になし | | |

| | 意見・質問 | 回答等 |
|------------------------------|--|--|
| 委員からの意見 ・質問、それに 対する回答等 | <p>1. 成田システム外のオペレーティング システムの更新業務一式請負契約</p> <p>8. 植物防疫所行政情報システムのオペ レーティングの更新業務に係るデータ センター作業一式請負契約</p> <p>9. 成田システム外のオペレーティング システムの更新業務に係るデータセ ンター作業一式請負契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1番の1者応札になった原因は業務の慣れの問題、人員の確保が困難とのことだが、改善策として作業期間を増やすべきではないか。 ・落札率99.9%は参考見積もり業者が落札業者であるからと思うが、なぜ他の業者からも参考見積もりを微取しなかったのか。 ・基本的な仕様書等は新規参入したい業者に対して情報を開示できる体制になっているのか。 ・新規参入を促すためには、他の類似業務と合わせて規模を大きくするとか複数年契約にするなど、業者に魅力のある契約とするのが1者応札の改善につながるのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本件は今年度になってから大きな脆弱性が見つかり、それから急遽調査、事務処理対応を始めたことから、作業期間が短期間しか確保できませんでした。 ・見積もりをするためにはシステムの内容をよく知らないといけませんが、植物防疫システムというのは特異的なところもありますので、他に参考見積もりを作成できる業者が見当たらなかったため同社のみとなりました。 ・機密保持に関する誓約書を提出してもらえば、応札前でも仕様書や設計書等の資料を提供することができるようになります。 ・今回の審議対象となっていない本契約の関連契約では、参加を希望して8者が説明書を取りに来ておりますので、本件においても複数者に応札いただけるよう改善策を検討していきたい。 |
| | <p>2. デジタル住宅地図外1点売買契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これはシステムの開発などは関係なく売買しているものだと思うが、一般に調達しにくいものなのか。 ・住宅地図は他のメーカーでも提供していると思うが、A社製に限られるのか。 ・配布先に東京都とあるが、これはどのような趣旨か。 | <ul style="list-style-type: none"> ・販売経路が複雑になっており、A社製品は、アプリケーション開発会社のビジネスパートナーとなっている認定代理店でなければ扱えない品です。 ・昨年度にA社製の地理情報システムを購入していることから、A社の地図を購入しています。 ・野外調査は広範囲となることから、我々だけでは調査できないため、東京都の |

| | 意見・質問 | 回答等 |
|--|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル住宅地図を購入して、延べ1,000人が調査するのと、調査会社に地域の調査を委託するのとではどちらが効率的なのか。 | <p>職員にもご協力いただいていることから、東京都にも配布をしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植物防疫法の規定により、最終的に植物防疫所が処分等の判断をしなければならないため、調査会社などに調査を委託することはできません。 |
| | <p>3. 多検体細胞破碎機ほか3点売買契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応札条件で近畿地区の競争参加資格を有する者というのは、全国から見れば限定となる。競争業者を増やすためにはこれを取った方が良いのか、残した方がいいのか。 ・近畿地区の中で大体3者から5者の限られた業者で、落札率が毎回95%とは高いのではないか。競争があればもう少し値引きがあっても良いのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加業者が概ね3者で推移していることから、特に検討はしておりません。 ・製品が特殊であり汎用性もない機器であることから、元来値引率の高い製品ではないと考えております。 |
| | <p>4. 高圧滅菌器売買契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の参考見積もりに比べ、入札額が半額くらいになっているものがあるが、割引率によるものなのか。 ・特殊な物品だと思うが、参考見積もりを出した各社の機器は同等の性能ということか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・割引率と各社の事情によるものと思います。 ・各社の提示した製品は、当所が求めている性能が満たされている製品です。 |
| | <p>5. 抗血清 (Andean potato latent virus (APLV)外) 売買契約</p> <p>6. 実験台売買契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両件ともに落札率が大変低いが、参考見積もりが高いのではないか。納品時等の品目別の内訳を確認はしたか。 ・これだけの乖離を見ると、予定価格を算定する際は参考見積に対して割引率や裁量的な増減などを適用しても良いので | <ul style="list-style-type: none"> ・積算内訳をもらい内容を確認いたしました。参考見積はあくまで一般的な価格であり、どうしても落札したい場合は参考見積の価格から入札額を落としてくることもあるのではないかと思います。 ・売買契約の場合には、基本的に過去実績や同等品の実績から作成いたしますが、5については外国製品であり、昨今 |

| | 意見・質問 | 回答等 |
|--|--|--|
| | はないか。参考見積もりをそのまま予定価格とするのはどうかと思う。 | の円安動向が複雑でしたので、これを考慮して、参考見積から調達しております。6については、製品が特異なものがあったことから、参考見積を採用することとしました。 |
| | 7. 海外の植物検疫に関する情報収集及び整理等に係る翻訳者派遣業務契約 ・落札業者は、参考見積もり価格と入れ価格に著しい差があるが理由は何か。 | ・確認したところ、業者の事情により、北九州における業務を強く希望していたとのことです。 |

| | |
|---------------------------------------|------|
| 委員会による意見具申又は勧告の内容 「これに対し部局長が講じた措置」 | 特になし |
|---------------------------------------|------|

平成26年度第2四半期(平成26年10月～12月)
入札・契約状況及び抽出件数について

植 物 防 痘 所

| 契約方式 契約種類 | 競争入札 | | 随意契約 | | 合計 | |
|--------------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|
| | 件数 | 内抽出件数 | 件数 | 内抽出件数 | 件数 | 内抽出件数 |
| 公共工事等 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 物品・役務等 | 20 (5) | 7 (2) | 2 (0) | 2 (0) | 22 (5) | 9 (2) |
| 合 計 | 20 (5) | 7 (2) | 2 (0) | 2 (0) | 22 (5) | 9 (2) |

(注) 件数及び内抽出件数の欄の()内の数は1者応札及び公益社団法人又は公益財団法人相手の契約である。

審議対象契約については、以下の方法により各契約より抽出を行いました。

* 競争入札については、落札率が95%以上の契約を抽出対象とします。

* 随意契約については、競争性のない随意契約を除く全てを抽出対象とします。

* 抽出担当委員のご意見により、物品・役務等の競争入札において、4件の契約を追加し、計7件を抽出対象としています。

* 1者応札の契約及び公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財團法人の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財團法人を含む。）を相手方とする契約については、競争性が確保されているかどうか審議する必要があるため、落札率が95%以上の契約で重複してあるため、落札率が95%以上の契約を除外しています。